

令和4年度

坂井市財政健全化審査及び  
経営健全化審査意見書

坂井市監査委員

坂監委第58号  
令和5年8月21日

坂井市長 池田 穎孝 様

坂井市監査委員 亀嶋 政幸  
同 重森 宣彦  
同 佐藤 寛治

財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

# 令和4年度 財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和5年7月26日から8月21日まで

## 第3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを審査した。

審査に当たっては、

- ・ 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
- ・ 法令等に基づき適切な算出数値が財政指標の計算に用いられているか
- ・ 財政指標の基礎となった書類等が適正に作成されているか

などに主眼をおき、総務省の作成した記載要領などに基づき決算諸表その他の関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第4 審査の結果

### 1 健全化判断比率

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、関係法律施行令により定められている健全化判断比率は次表のとおりで、早期健全化基準を下回っていることから、財政状況が著しく悪化している状況はない。引き続き財政の健全性確保に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	12.17
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.17
③実質公債費比率	6.5	7.0	7.8	25.0
④将来負担比率	65.6	44.8	31.8	350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」で表記している。

#### (2) 項目別意見

##### ①実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は生じておらず、財政収支は悪い状況ではない。

##### ②連結実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、すべての公営企業会計において資金不足はないため、連結実質赤字比率は生じておらず、財政収支は悪い状況ではない。

### ③実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、前3か年の平均値で示される。この指標が高くなるほど公債費のウエイトが大きくなり、財政の弾力性が低下する。その値は7.8%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、公債費の財政負担が過大な状況はないことがわかる。しかし、前年度比率より0.8ポイント上昇した。これは主に国営かんがい排水事業負担金、市内の各コミュニティセンター施設整備事業等の市債の償還開始により公債費が133,040千円増加したことや、公共下水道事業等に対する一般会計からの繰出金の増加に伴い、準元利償還金が56,605千円増加したことによるものである。今後も公共施設の整備事業等による高額な公債費の償還が控えており、引き続き注視していく必要がある。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

		(単位:千円)		
		令和4年度	令和3年度	増減額
一般会計の地方債元利償還金 (繰り上げ償還額を除く)	公 債 費 (A)	4,178,588	4,045,548	133,040
準元利償還金	公営企業債等元利償還金に充てた 一般会計からの繰出金	1,255,589	1,205,748	49,841
	一部事務組合負担金	285,340	278,569	6,771
	公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0
	一時借入金	0	7	△7
	小計 (B)	1,540,929	1,484,324	56,605
元利償還金・準元利償還金 に充てられた特定財源	貸付金償還金	0	0	0
	市営住宅使用料	53,467	54,234	△767
	都市計画税充当可能額	0	0	0
	小計 (C)	53,467	54,234	△767
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	3,992,423	3,917,250	75,173	
標 準 財 政 規 模 (E)	23,742,959	24,083,015	△340,056	
実質公債費比率(单年度) $\{(A+B) - (C+D) / (E-D)\} \times 100$ (%)	8.47383	7.72789	0.74594	
実質公債費比率(3か年平均) (%)	7.8	7.0	0.8	

### ④将来負担比率

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。その値は31.8%となっており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っていることから、将来における市債償還や債務負担行為の支出予定等が著しく過大な状況がないことがわかる。また、前年度比率より13.0ポイント下降した。これは、まちづくり整備基金や寄附市民参画基金等への積立により、充当可能基金が1,960,590千円増加したことによるものである。地方債現在高は1,842,473千円減少し、前年に引き続き将来負担額が減少している。今後の地方債発行においても、費用対効果を考慮した事業計画に努められたい。

なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

		令和4年度	令和3年度	増減額
将来負担額	地方債現在高	54,475,747	56,318,220	△ 1,842,473
	公営企業債等繰入見込額	13,143,693	13,368,544	△ 224,851
	一部事務組合等負担見込額	2,185,862	2,312,546	△ 126,684
	退職手当負担見込額	3,813,032	4,067,458	△ 254,426
	小計 (A)	73,618,334	76,066,768	△ 2,448,434
充当可能財源など	充当可能基金	13,014,657	11,054,067	1,960,590
	充当可能特定収入	301,840	322,644	△ 20,804
	基準財政需要額算入見込額	54,007,886	55,635,726	△ 1,627,840
	小計 (B)	67,324,383	67,012,437	311,946
標準財政規模 (C)		23,742,959	24,083,015	△ 340,056
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,992,423	3,917,250	75,173
将来負担比率 {(A-B) / (C-D)} × 100 (%)		31.8	44.8	△ 13.0

## 2 資金不足比率

### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、経営健全化基準は関係法律施行令により定められており、資金不足比率は次表のとおりで、いずれの会計においても資金不足は生じておらず経営資金の状況が著しく悪化している状況にはない。引き続き経営の健全性確保に努められたい。

(単位: %)

	会計名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	公共下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業会計	—	
	病院事業会計	—	

※資金不足額がないため「-」で表記している。

### (2) 項目別意見

特記すべき事項はない。